

太伯認定こども園ほか19施設機械警備業務委託仕様書

1 警備対象物

太伯認定こども園ほか19施設（別紙のとおり）

2 警備の範囲及び時間

（1）警備の範囲

上記園の防犯業務の対象箇所は別紙のとおりとする。ただし、火災監視業務は、園舎内に設置された火災報知機等と連動した通信システムにより行う。

（2）警備の時間帯

機械警備による防犯業務は、機械警備機器のセット開始時から解除時までの間とする。ただし、火災監視業務及び防犯カメラ作動は24時間体制とする。

3 契約期間

（履行準備期間）契約日～令和8年3月31日

（委託期間）令和8年4月1日～令和11年3月31日

4 警備方法

機械警備とし、使用する一般公衆回線の線種（有線・無線）は問わない。ただし、断線監視機能を有するものとする。

5 警備内容

（1）対象物に応じて警備診断を行い、無断侵入、盗難及び損壊行為の拡大防止のため、最適な機器を設置する。

（2）業務提供時間中は、25分以内に到着可能な場所で警備員を待機させ、異常発報時には直ちに現場へ急行し、原因を調査する。必要な場合は警察、消防署、園関係者（園長等）へ連絡し、臨機応変な措置を講じる。調査結果及び措置経過は園及び幼保運営課へ報告する。

（3）火災報知機等が感知した異常を即時に監視センターに通知する体制を確保し通信システムからの通知後は、速やかに状況確認および初動対応を実施し、適切な防火措置を講じること。

（4）（1）～（3）に加え、異常事態には常時迅速に対応可能な体制を保持し、誠意をもって最大限の努力を行う。

（5）防犯カメラの保守点検業務を適宜実施し、正常な機能維持に努める。

6 警備装置等

- (1) 警備装置は以下の信号を識別監視可能なものとする。
 - ア セット信号
 - イ 解除信号
 - ウ 不法侵入信号
 - エ 断線信号
- (2) 異常発生時、対象物の外部から判別できる装置（点灯等）を設置する。
- (3) 警報機器のセット及び解除時に用いる操作機器は、取扱いやすいものとする。
- (4) 操作に用いるカード類は3枚とし、複製が容易であってはならない。委託者の要望に応じて枚数の増加は可能とする。
- (5) 警備関係機器及び付帯設備（以下「警備装置」という。）は、受託者が設置し、受託者の所有に属する。

7 防犯カメラ等

- (1) 防犯カメラは各園の園舎外壁に2か所設置し、2週間以上録画できる録画機（レコーダー）と接続する。防犯カメラ映像を映せる液晶モニターを1台設置する。機器のスペックは下表のとおり以上とする。取り付け、設定等に伴う費用すべてを見積もりに含めること。
- (2) 防犯カメラからレコーダーまでの配線敷設とレコーダーからモニターまでの配線敷設をおこなうこと。配線は50m以内とし、電源工事はしないこと。外壁に穴を開けた場合は、防水処理を行うこと。なお配線が50mを超える場合は別途協議を行うものとする。
- (3) レコーダーとモニターは各園の事務所に設置し、電源は原則事務所からとること。
- (4) 防犯カメラ及び付属品の設置は契約締結日から令和8年9月30日までに完了させること。設置位置は園職員と十分協議のうえ、防犯上最適な箇所に設置すること。
- (5) 各機器の設置完了後、園職員に対し映像記録の設定方法及び検索、表示に関する操作等必要な説明を行うこと。また、契約期間中、機器の操作方法について園の問い合わせに応じること。
- (6) 防犯カメラの記録媒体に録画ができないなどの異常が発生した場合、通信機能により速やかに警備会社へ通知する機能を備えているものとする。
- (7) 防犯カメラ付近に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置すること。

(スペック表)

①バレット型防犯カメラ（屋外用）	
台数	各園2台
有効画素数	200万画素以上

②録画機（レコーダー）	
台数	各園 1 台
映像入力	4 - CH 以上
モニター出力	HDMI を有すること
ストレージ	1TB 以上
外部インターフェース	データ出力用の USB を有すること
③液晶モニター	
台数	各園 1 台
パネル表面処理	非光沢であること
パネルサイズ	21.5 インチ以上であること
解像度	1920×1080 以上
入力端子	HDMI を有すること

8 維持費の負担区分等

（１）委託者の故意又は過失により警備装置を破損した場合は、修理費用を委託者が負担する。

（２）警備装置の維持・修理費及び諸経費（電気代除く）は受託者が負担する。

（３）委託期間満了に伴う警備装置の撤去費用は受託者が負担する。

（４）防犯カメラ及びモニター類に故障または不具合が発生した場合、受託者は速やかに修理または交換を実施し、正常な状態を維持するものとする。

（５）防犯カメラ映像の保存期間は最低 2 週間とし、保存媒体の管理および保守は受託者の責任で行うものとする。

（６）防犯カメラ映像の取扱いに関しては、個人情報保護関連法令を遵守し、第三者への不正な提供や漏洩の防止に十分注意を払うものとする。

（７）防犯カメラ及びモニター類の設置及び維持管理は受託者の業務範囲とし、映像監視による警備対応（映像のリアルタイム監視、警報発報や通報等）は本委託業務に含まれないものとする。

9 経過措置

やむを得ない事情（入札後の新規機械警備設置を含む）により 4 月 1 日から機械警備体制を実施できない場合は、幼保運営課の許可を得て、機械警備稼働可能までの間巡回警備を行うことができる。ただし期間は必要最小限とする。

10 委託料の支払い等

（１）契約金額は 3 年総額（36 ヶ月分）とする。

（２）毎月の支払額は、機器の設置月にかかわらず、契約金額を 36 で除したものであり、

小数点以下の端数分はまとめて初年度の4月分に加える。

(3) 受託者は完了届を提出し、検査合格後当該月分の支払いを請求できる。委託者は請求書受理後30日以内に支払う。

1.1 その他

(1) 契約書に記載されていない事項であっても、現場状況に応じて委託者が警備上必要と認める軽微な業務については、委託者の指示を受けて受託者が委託金額の範囲内で実施する。

(2) 契約期間内の警備箇所の多少の増減があっても委託金額の変更はしない。

(3) 契約期間中に防犯カメラを増設する場合は対応すること。ただし、設置に伴う費用は委託者の負担とする。

(4) 本仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ決定する。